平成２３年（フ）第１４２号
長崎県大村市杭出津１丁目919番地30
債務者　松尾　武幸
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１４３号
長崎県大村市上諏訪町1006番地２
債務者　井石　　彰
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第７４３号
仙台市泉区長命ケ丘２丁目10番地の２　プレジール長命Ｉ―202、従前の住所仙台市青葉区中山吉成１丁目18番20号　高原荘Ａ201
債務者　遠藤　睦子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８５５号
仙台市太白区茂庭台４丁目３番３―1601号
債務者　伊藤千代美
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９０７号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目４番地　市営住宅４Ａ３棟18、従前の住所仙台市宮城野区幸町５丁目３番１―306号
債務者　竹中　一恵
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９４９号
仙台市青葉区西勝山37番17号　コーポ鈴木202
債務者　早川　　泉
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１５７号
茨城県筑西市二木成1409番地２　木村スカイハイツＣ101
債務者　苅部　　実
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２４８号
茨城県結城郡八千代町大字西大山506番地11
債務者　進藤　　豊
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２５３号
茨城県筑西市乙1041番地　メゾンツルミ１号棟１―Ｂ、前住所茨城県筑西市乙162番地20臼井コーポ102
債務者　深谷　英之
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２５４号
茨城県結城市大字結城3128番地
債務者　神山　純利
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２５５号
茨城県坂東市長谷1430番地４
債務者　宇賀神節子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２５７号
茨城県常総市水海道天満町4782番地５
債務者　三浦　　薫
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２６５号
茨城県桜川市真壁町源法寺799番地
債務者　山中　精一
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２６６号
茨城県筑西市玉戸1196番地
債務者　平野　　孝
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２６９号
茨城県古河市尾崎2632番地51
債務者　小暮　直行
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２７０号
茨城県常総市豊岡町乙1511番地　藤沼住宅10号
債務者　安田　節夫
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２７３号
茨城県坂東市辺田558番地22　コーポ富山Ａ202号、前住所千葉県野田市木間ケ瀬683番地８
債務者　平　　政徳
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部